

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第8条第2項の規定に
基づく協議書

釧路市長、阿寒町長及び音別町長（以下「関係市町の長」という。）は、
釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約（以下「規約」という。）第8条第
2項及び釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約に関する協議書（以下「規
約に関する協議書」という。）第2の第5項第2号に規定する関係市町の長
が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したの
で協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定めた事項

規約第8条第2項及び規約に関する協議書第2の第5項第2号に規定
する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 釧路公立大学助教授 岡 田 浩

(2) 北海道釧路支庁地域政策部長 駒 込 政 彦

第2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交
わすものとする。

第3 協議の発効

この協議は、平成17年1月31日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係市町の長が記名押
印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年1月31日

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 伊 東 良 孝

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒町

阿寒町長 中 島 守 一

白糠郡音別町本町1丁目40番地

音別町

音別町長 高 野 武